

お知らせ

# 固定資産の届出をお忘れなく

固定資産税の賦課期日は、毎年1月1日です。次の場合は届出が必要ですので、お忘れなく。

①所有者が亡くなったが、土地・家屋の相続登記が完了していない場合  
相続人の中から納税通知書等を受領する代表者を決めていただき、「固定資産現所有者申告書」を提出してください。

②未登記家屋について、売買・相続・贈与等によって所有者を変更した場合や、用途を変更した場合  
「補充家屋にかかる名義人変更及び区分構造変更申告書」を提出してください。

③家屋を新築・増築・取壊した場合  
「固定資産税にかかる新築・増築・取壊し申告書」

を提出してください。

④一定要件を満たす耐震・バリアフリー・省エネ改修の工事をした場合  
固定資産税が減額される場合があります。工事完了日から3か月以内に各種申告書を出してください。

問 資産税課  
☎ 017-734-5200  
浪岡振興部納税支援課  
☎ 0172-62-1186

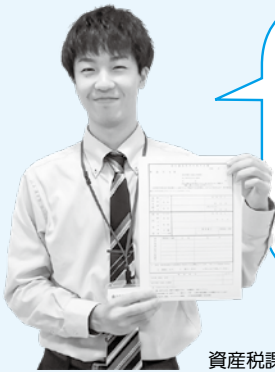
▼償却資産の申告を  
個人または法人が事業に使用する機械、器具、構築物等を償却資産といい、課税の対象となります。  
償却資産を所有している場合は、令和4年1月31日(月)までに申告してください。  
令和4年1月1日現在で、市内に償却資産を所有(貸

付け)している個人・法人  
問 資産税課  
☎ 017-734-5204

なお、市ではインターネット(地方税ポータルシステム「eLTAX」)を利用した償却資産の電子申告を受け付けていますので是非ご利用ください。※利用する場合は事前に「eLTAX」ホームページにて届出が必要

問 eLTAXヘルプデスク  
☎ 0570-081459、  
HP <https://www.eltax.ta.go.jp>

各届出書様式は、資産税課、浪岡振興部納税支援課で配布のほか、市ホームページからダウンロードできます。



資産税課 葛西

## 「第11次青森市交通安全計画(素案)」へのご意見を募集します

縦覧・意見募集期間 11月29日(月)～12月28日(火)

詳しくは、縦覧場所備付けの意見募集要領または市ホームページをご覧ください。

### ●意見を提出できるかた

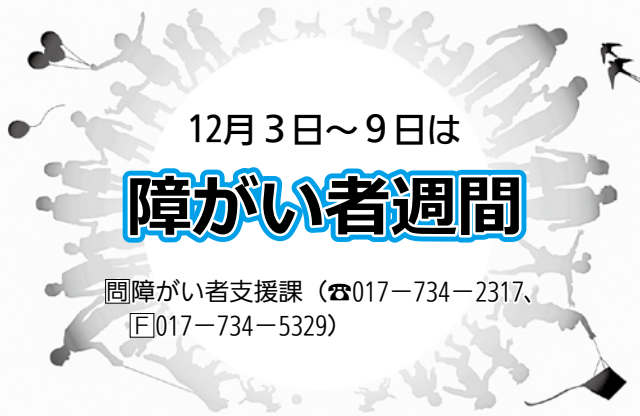
- 次のいずれかに該当するかた
- ①市内に住所を有するかた
  - ②市内に事務所等を有する個人・団体等
  - ③市内の事務所等に勤務するかた
  - ④市内の学校に在学するかた
  - ⑤意見募集事案に利害関係を有する個人・団体等

### ●ご意見の提出方法

任意様式に、氏名・住所を記入の上、郵送、FAX、直接持参で提出していただくか、市ホームページのトップページ左側にある「市民参加の広場(わたしの意見提案制度)」からお送りください。なお、住所が市外のかたは、左記「意見を提出できるかた」の②～⑤のいずれかに該当するかも記入・選択してください。

※お寄せいただいたご意見は、内容を検討し、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。個別に回答はしませんのでご了承ください。

概 要	提出・問合せ先	計画(素案)の縦覧場所等
本市における交通安全の確保を図り、市民の安全かつ快適な生活の実現に寄与するため、令和3年度～7年度に取り組む交通安全に関連する施策等を定めるものです。	〒030-0801 青森市役所 生活安心課(駅前庁舎4階) ☎017-734-5258 F017-734-5256 ※持参は閉庁日を除く	駅前庁舎4階生活安心課、本庁舎1階ロビー、本庁舎3階情報公開コーナー、駅前庁舎1階総合案内そば縦覧スペース、柳川庁舎1階柳川情報コーナー、浪岡庁舎1階閲覧コーナー、各支所・市民センター、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館、市ホームページでご覧いただけます。 ※縦覧は閉庁・休館日を除く



12月3日～9日は

# 障がい者週間

問障がい者支援課 (☎017-734-2317、  
☎017-734-5329)

ヘルプカードは、障がいのあるかたからのSOS。提示があったら、積極的に手助けしましょう。



駐車場のこのマークがある駐車スペースに、障がいのないかたが駐車するのはやめましょう。

◀障がい者のための国際シンボルマーク

問生活安心課  
(☎017-734-5258)

- ※**横断歩道を安全に渡りましょう**  
横断歩道を渡るときは、運転者に対して横断する意思表示をし、周りの安全を確認してから渡りましょう。
- ※**飲酒運転は重大な犯罪です**  
お酒を飲む機会が増える忘年会シーズン。少しでもお酒を飲んだら絶対にハンドルを握らず、他の交通機関等を利用してください。
- ※**冬の自転車運転は危険です**  
路面凍結、雪で狭くなる道路など、冬の自転車運転は非常に危険です。利用を控えましょう。

## ふれあうぞハート！障がい者週間2021

問12月3日(金)～9日(木) 9:00～17:00

所駅前庁舎1階 駅前スクエア

因うららマルシェに参加している事業所の活動内容を紹介するパネル展示や障がいのある人となない人の心がふれあうイベントを開催！ぜひお立ち寄りください。

## 障がい者週間特別展示のお知らせ

見て！聴いて！触って！バリアフリーな図書館  
～障がいのある人もない人も、みんなが読書でつながろう！～

特別支援学校児童生徒の作品、点字図書、録音図書、手話の本、様々な障がいのあるかたへの理解を深める図書、さわる絵本などの展示、視覚障がい者用機器体験、対面朗読体験など ※内容によって、開催日時が異なります。詳細はお問合せください。

問12月3日(金)～9日(木) 9:00～20:00

※8日(水)は休館日

所問市民図書館 (☎017-776-2455)

12月11日～20日は  
冬の交通安全県民運動

### 運動の重点

- ① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- ② 高齢運転者等の交通事故防止
- ③ 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- ④ 冬道の安全運転の推進

青森ベイブリッジの歩道を冬期間通行止めに

県では、青森ベイブリッジの斜材ケーブルに付着した氷塊の落下による事故を未然に防ぐため、青森ベイブリッジの歩道を通行止めにしていきます。歩行者のかたは青森駅自由通路を、自転車のかたはあすなる橋をご利用ください。また、車道も危険がある場合は、事故を防ぐため通行止めになる場合があります。なお、冬期間は特にスピードを緩めるなど安全運転をお願いいたします。

問青森港管理所  
(☎017-734-4101)

青森市子ども・子育て会議委員を募集

市では、保育所等の入所需要の見込み・提供体制・実施事業などを定めた「青森市子ども・子育て支援事業計画」の推進に取り組んでいます。この計画等にご意見をいただく、青森市子ども・子育て会議の委員を募集します。

問子育て支援課  
(☎017-734-5320)

応募資格▽本市に住所を有する小学生以下の子どもの保護者または子育て支援関係団体の従事者。ただし、本市の他の附属機関の委員、国・地方公共団体の常勤職員、議員、政党の役員・職員その他政治団体の関係者のいずれにも該当しないかた

募集委員数▽小学生以下の子ども1人の保護者1人、子育て支援関係団体の従事者1人

任期▽委嘱の日から2年間

会議の開催▽年3回程度

報酬▽会議1回当たり8千700円

選考▽書類審査と面接(結果は全員に通知)

応募方法▽12月28日(火)までに、経歴書(子育て支援課備付け・市ホームページ掲載)に必要な事項を記入の上、小論文「子育てに対するわたしの考え」(様式任意/400字程度)を添えて、郵送・Eメールまたは直接、〒030-0801 新町一丁目3-7 青森市役所子育て支援課(☎kosodate-shien@city.aomori.aomori.jp)へ

※応募書類は返却しません。

問子育て支援課

(☎017-734-5320)